

保 護 者 様

大阪市立生江小学校
校長 喜多 芳星

台風 14 号の接近に伴う非常変災時の措置について

平素は、本校教育活動にご理解ご支援をたまわり、誠にありがとうございます。

地震・台風等の非常変災時等の措置について、大阪市教育局が定めた「非常変災時の措置基準」「災害発生時における児童の保護者等への引き渡しに関するルール」の事項に基づき、本校では非常変災時等の措置を次のように定めております。ご確認ください。

記

1. 臨時休業措置の基準について

午前 7 時の時点で、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合には、学校は臨時休業となります。また、午前 7 時を過ぎて始業時刻(午前 8 時 30 分)までに、次の態様及び規模の災害等が発生した場合についても、学校は臨時休業措置をとります。

ア	大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
イ	旭区のいずれかの地域において河川氾濫の警戒レベル 3（高齢者等は避難）、警戒レベル 4（全員避難）の発令があった場合。
ウ	大阪市内のいずれかの地域において、震度 5 弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
エ	「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

※ ただし、上記ア～エにかかわらず、「暴風警報」、「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校の安全が確保できない事態の発生、その他学校周辺の緊急事態等が生じた場合、若しくは教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、校長の判断により臨時休業措置とる場合があります。

2. 臨時休業措置のお知らせ方法について

午前7時を過ぎて始業時刻（午前8時30分）までに臨時休業措置とした場合、また、始業時刻以降に下校措置が決定した場合は、保護者メール配信・学校ホームページへの掲載の手段により、連絡いたします。

※ 臨時休業にもかかわらず児童が登校した場合や始業時刻以降に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、児童の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、引渡しもしくは教職員が引率等を行い、下校させます。なお、保護者等が在宅していない場合には、緊急連絡先に連絡し、保護者等が学校へ迎えに来るまでは児童を学校で待機させます。保護者等に直接引き渡すまでは学校待機となりますので、すぐに迎えに来られない場合は、学校へ連絡をお願いします。

※ 校区内に「避難勧告」「避難指示（緊急）」の発令がなされた場合、校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。

※ 津波警報の発令、避難勧告又は避難指示（緊急）の対象区域となった場合は、児童の安全確保のため、高所避難を最優先とします。

※ 登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前にご家庭で話し合っておいてください。

※ 学校の臨時休業に伴い、「いきいき活動」も中止になります。活動中に発令された場合は、その時点で活動中止となりますので、お迎えをお願いします。